

入札者心得

平成15年 5月29日決裁
平成17年 6月30日改正
平成18年 2月1日改正
平成23年 6月15日改正
平成24年 8月31日改正
平成26年 2月1日改正
平成28年 10月1日改正
令和4年 7月1日改正
令和5年 7月18日改正
令和7年 4月30日改正

(目的)

第1条 国分寺市の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(遵守事項)

第2条 国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号）第27条（市が行う契約等に関する遵守事項）に規定する法人等に該当する場合にあっては、同条に規定する事項を遵守するものとする。

(一般競争参加の申出)

第3条 一般競争に参加しようとする者は、規則第8条の公示において指定した期日までに、指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

(参加資格の取消し)

第4条 競争入札の参加資格を得た者が規則第3条に該当する場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

(入札保証金等)

第5条 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の3以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険を結んだことによるものであるときは、その保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封緘の上、氏名及び金額を封皮に明記して該当提出書（有価証券を提供する場合は、該当提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当者等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第6条 入札参加者は、設計図書、仕様書及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、指定の入札書を使用し、封筒に件名、入札者の氏名を表記し（様式1）、公示又は通知書に示した日時、場所、方法等に従い、契約担当者に提出しなければならない。また、入札者はその提出した入札書の書換え、引換え、撤回をすることができない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない（様式2）。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、規則第3条の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

第7条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式3）を契約担当者に提出して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取り止め等）

第9条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 指名競争において、入札者が1名の入札（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に定める随意契約に移行する時を除く。）
- (10) 入札者心得その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第11条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格が50万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る）、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、最低制限価格を設定した入札については、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者であっても最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（再度入札）

第12条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、競争入札に付す前に予定価格を公表した場合を除く。

2 前項の再度入札の回数は2回までとする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第14条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、契約保証金について準用する。

（入札保証金等の振替）

第15条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（契約書等の提出）

第16条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、契約担当者に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。なお、契約担当者が別途指示したときは、この限りでない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（議会の議決に付すべき契約）

第17条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年国分寺市条例第13号）第2条及び第3条に規定する契約については、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、議会の議決をもって当該契約を確定させるものとする。

（下請等）

(異議の申立て)

(暴力団排除に関する誓約事項)

(3) 規則第3条の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

(令和7年5月1日適用)

入札辞退届	
件 名	_____
上記について指名を受けましたが、都合により入札を 辞退します。	
令和 年 月 日	
住 所	
商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
国分寺市長	
○○○○ 様	